

県育成登録品種栽培農地の貸付け、譲渡、相続を行う場合の 県育成登録品種（かんきつ）の取扱いについて

県育成登録品種栽培農地の貸付け又は譲渡、相続を行う方（譲渡者）は、以下の取扱い事項を遵守して下さい（登録期間が満了するまで）。

■ 農地を譲り受ける方（譲受者）が、引き続き県育成登録品種（かんきつ）を栽培する場合の条件

- 譲受者は、県内に住所を有する生産農業者又は農業法人であること
- 譲渡者は、譲受者にＪＡ熊本果実連との譲渡契約に係る誓約事項を継承すること
- 譲渡者と譲受者は連名で、県に対して規程様式により届出を行うこと

■ 上記の条件を満たすことができない場合は、次の手続きをとって下さい

- 譲渡者は、県に対して規程様式により届出を行うこと
- 譲渡者は、当該農地の受渡し前に、栽培している県育成登録品種（かんきつ）を全て伐採し、廃棄処分すること
- 譲渡者は、廃棄処分後、速やかに県に報告すること

県育成登録品種（かんきつ）の伐採及び廃棄処分後、県が確認を行いますので、御協力をお願いします。

県育成登録品種は、県民の大切な財産です。ルールを守って利用しましょう。

【問合せ・報告先】

熊本県 農林水産部 生産経営局 農業技術課

住所：〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1

TEL：096-333-2380